

平成20年8月27日  
練馬区

### 工事請負契約における単品スライド条項の適用について

練馬区では、最近の鋼材や原油価格の上昇による建設資材の高騰状況に鑑み、このたび、工事請負契約約款第24条第5項の「単品スライド条項」について、下記のとおり適用します。

#### 記

- 1 対象資材 鋼材類、燃料油
- 2 発注者負担額 対象資材の価格上昇に伴う増額部分のうち、対象工事費の1%を超える額
- 3 施行日 平成20年6月16日

なお、運用基準等の詳細については、今後、策定します。

<参考>練馬区工事請負契約約款（抜粋）

#### 第24条第5項

特別な要因により、工期内の主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、契約金額が不相当となったときは、甲または乙は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。

#### 【問い合わせ先】

総務部経理用地課契約係 電話 (03) 5984-2832